

様式第9号（第7条関係）

令和6年3月27日

陳述書

朝来市議会議長様

朝来市議会議員 藤本邦彦
(自署されない場合は記名押印してください。)

朝来市議会議員倫理条例第10条第1項の規定に基づき、審査の結果について、次のとおり陳述します。

記

議長より送付された政治倫理審査会審査結果通知書を受け取り拝見いたしました。

朝来市議会倫理条例第10条の規定により定められている審査対象議員の権利により、審査の結果に対する陳述書を提出いたします。

審査会の審査結果として「朝来市議会議員倫理条例3条1項3号の規定に違反する事実はない」と認定したとの通知を受け取りました。

私は審査会の全日程を傍聴しました。今回の審査会は朝来市議会の議会としての優秀さ、レベルの高さ、そして人権意識や倫理観の高さを世に知らしめるものであったと思います。その議事録は大変貴重な記録であり証拠です。私は審査会の決定も報告内容も100パーセント支持しますし、浅田委員長をはじめとする委員の皆様に心より敬意を表します。

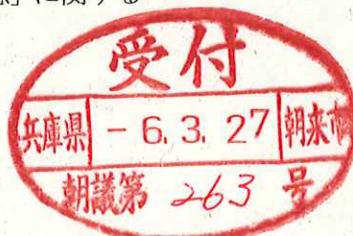
しかし、輝かしい今回の審査会の一方で、改めて厳しく問われなければならない闇もこの市議会は抱えています。今回審査会で示された結論が、なぜ前回の審査会では示されなかつたのか。そもそも、私の行為が政治倫理審査会にかけられたのはなぜなのか。

このことについては、前回の審査会報告に対する私の陳述の中で述べておりますが、再度、明らかにしておきたいと思います。

(1) 産業建設常任委員会における虚偽、妄想等問題発言

令和5年2月10日及び3月17日に行われた産業建設常任委員会の議事録によると、私の本会議での発言として、してもいい発言が吉田俊平委員によりでっち上げられています。

更に、与布土地域の農業活性化の為に地域で運営されている団体「よふどの恵」に関する



虚偽と誹謗中傷、名誉毀損発言があり、よふどの恵と農林振興課、さらに私が加わり、よふどの恵が独占的な利益を得る仕組を作っているかのような、荒唐無稽な妄想が委員会の場で委員により展開されています。

その上で、吉田俊平委員は数々の虚偽発言、妄想発言を絡めつつ「もう一発で政治倫理違反で首ですよ。」「だからもうこれ、政治倫理条例違反になつたると思います。その議員が絶対関与してます。」と、私の名誉を毀損する発言を繰り返しています。

これら虚偽と荒唐無稽な妄想発言、私やよふどの恵、市民の方への誹謗中傷、名誉毀損発言に誘導されるように、令和4年12月8日の「学校給食における地産地消に関する説明会」に私が参加したことが問題とされ、政治倫理審査会が設置されるに至りました。

つまり、はじめから一人の議員の虚偽や妄想ででっち上げられた倫理条例違反容疑で私は告発され、政倫審が始まってしまったのです。

ここで一言申し添えます。政治倫理審査会の設置は審査対象となる議員、そして行為に関係したとされる市民の方、住民団体にとって、大変大きな、重大なダメージとなるということをご理解頂きたいと思います。それが例え今回のように最終的に倫理条例違反無しの結論になったとしても、審査会の設置時点でマスコミ報道やSNSでの発信などにより、審査対象議員や関係者に対するネガティブなイメージが世の中に広まってしまいます。そしてそれは、どのような事をしても完全に消し去ることはできません。

このようなことで悪いことをしたかのように誤解を受ける地域住民の皆さん、主体的、積極的に地域活動をやってこられた地域の皆さんのことを見てみて下さい。そして世間から犯罪者扱いされる審査対象議員本人とその家族のことを見てみて下さい。

政治倫理審査会の設置については慎重にならなければいけないと考えます。特に多くの地域住民による良心的な活動を巻き込む恐れがある場合。白かもしれないがとりあえず審査会を設置してから調べれば良い、という発想は人権蹂躪であるとお考え頂きたいと思います。

もちろん、その上で違反認定、有罪判決を下すことには更に慎重になるべきです。

ところが、許し難いことではありますが、私は最初の政倫審では3対2の僅差で違反認定されてしまい、さらに本会議で9対7で再び有罪判定を受けてしました。

次に、このようまでっち上げ容疑でなぜ政倫審と本会議で倫理条例違反の判定を受けてしまったのかについて述べたいと思います。

(2) 公正・中立ではなかった一度目の政倫審

設置された政倫審では当初から吉田俊平委員が倫理条例違反確定であると断定して、審査会をリードしていました。

農林振興課と学校給食センターの参考人の証言に対しては、一切採用しないのみならず、長時間にわたりパワハラまがいの叱責を加えるばかりでした。

また、私の弁明に対しても一切耳をかさない態度を示し、なおかつ、都合の悪い証言を避けるかのように、当事者のよふどの恵の参考人招致は行いませんでした。

審査会を傍聴された市民からも市議会への意見書として2度にわたって審査会の運営に

に対する強い抗議がありました。

結局、一度目の政倫審は、招致した参考人の証言は無視、重要な関係者の招致は見送り、委員の間での慎重かつ充分な意見交換や議論も行わず、審査委員それぞれの思い込み、誤解や錯誤もそのままに、多数決で結論を出してしまいました。

一度目の政倫審は公正・中立とは程遠いもので、最初から私を倫理条例違反に仕立て上げるために運営されていたように見えました。

※「審査会の委員は、公正かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない（政治倫理条例 第7条9項）」

(3) 市議会の正義が発揮された冤罪決議からの逆転劇

令和5年11月30日の本会議において、前述の政倫審の決定が9対7の賛成多数で議決されました。私は冤罪であると抗議しました。

その後、横尾正信議員の一般質問により、倫理条例違反認定賛成者数名の論拠に決定的な誤解や虚偽が存在することが明らかとなり、私は政倫審のやり直しを求めました。

議会運営委員会は私の請求を妥当なものと認め、政倫審のやり直しを決定しました。

新たに設置された政治倫理審査会は、まさに公正に中立に論理的、理性的に運営されました。市当局担当者からの聴き取りも、丁寧に誠実に丁重に行われました。勿論、よふどの恵の招致も行われました。

委員間の意見交換や議論も時間をかけて丁寧に行われました。委員の中に誤解や錯誤がないように、市議会として正しい結論が導き出されるように最大限配慮して運営されました。私は朝来市議会の優秀さを強く印象付けられました。そして最後に提出された審査結果報告書には感嘆するしかありませんでした。

私はこの議会の中で一度は犯罪者の烙印を押され、この議会に対し絶望もしましたが、同僚議員たちの支援や大きな助力のおかげで、朝来市議会には素晴らしい力があることを実感することができました。この力は必ずや、市民のための朝来市議会の大きな力になると確信しています。

一方で、今回の議会の混乱で、多くの市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしております。特によふどの恵の関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけしております。このことは朝来市議会として、公に明快に早急に謝罪を行う必要があると考えております。その点も議員の皆様にはご理解頂きますようお願い申し上げます。

以上